

災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 被災した障害者に対するそれ以外の障害者による支援に係る社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮のための環境の整備に係る規定の追加

国及び地方公共団体は、要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項を実施するに当たっては、被災した障害者がそれ以外の障害者による支援を受けられることの重要性に鑑み、当該支援に係る社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮が行われるために必要な環境の整備に努めなければならないこと。

（災害対策基本法第八条第三項関係）

二 心身の障害に係る欠格事由の削除

被災者援護協力団体が登録を受けることができない事由のうち、役員のうち心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるものに該当する者のあることを削除すること。

（災害対策基本法第三十三条の二第三項第二号ホ関係）